

香川県報



号外7

平成17年

12月20日(火曜日)

目次

（印は、県法規集掲載事項） ページ

規則

●香川県漁業調整規則の一部を改正する規則

（水産課）

一

規則

香川県漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年十二月二十日

香川県知事 真鍋武紀

香川県規則第二百一十一号

香川県漁業調整規則の一部を改正する規則

第一条 香川県漁業調整規則（昭和四十年香川県規則第九十三号）の一部を次のように改正する。

第三十九条の表（香川、徳島県境から木田郡庵治町御殿鼻までの海域）の項中「同市一ツ島頂」を「東かがわ市一ツ島頂」に改め、同表（小豆郡周辺海域）の項中「同町柏島立烏帽子鼻」を「同町柏島立烏帽子鼻」に、「香川郡直島町柏島立烏帽子鼻」を「香川郡直島町柏島立烏帽子鼻」に、「岡山県邑久郡牛窓町前島西端見通線」を「岡山県瀬戸内市前島西端見通線」に、「小豆郡池田町三都地蔵崎見通延長線」を「小豆郡池田町地蔵崎（三都）見通延長線」に、「同地蔵崎」を「同町地蔵崎（三都）」に、「同郡土庄町千軒黒崎」を「同郡土庄町黒崎（千軒）」に、「同黒崎」を「同黒崎（千軒）」に改め、同表（香川郡直島町直島東側海域）の項中「同柏島立烏帽子鼻」を「同町柏島立烏帽子鼻」に、「同家島北端を」を「同町家島北端を」に、「同直島重石ノ鼻」を「同町直島重石ノ鼻」に改め、同表（坂出市与島東側小与島周辺海域）の項中「坂出市与島町与島南端」を「坂出市与島南端」に、「坂出市王越町小槌島頂見通線と坂出市与島町

三ツ子島灯台」を「同市小槌島頂見通線」と同市与島地先北備讃瀬戸大橋三P南東端」に、「同小与島東北端見通延長線」と同町三ツ子島灯台より同町小与島南端見通延長線」を「同市小与島東北端見通延長線」と同市与島地先北備讃瀬戸大橋三P南東端より同市小与島南端見通延長線」に、「同小与島西北端を」を「同市小与島西北端を」に、「同町与島東北端」を「同市与島東北端」に改め、同表（仲多度郡多度津町佐柳島西側海域）の項中「岡山県笠岡市真鍋島小飛島崎見通線」を「岡山県笠岡市小飛島長崎見通線」に改め、同表（三豊郡詫間町三崎から香川、愛媛県境までの海域）の項中「同大葛島西端」に、「観音寺市伊吹町円上島頂見通線上最大高潮時海岸線」を「観音寺市円上島頂見通線上最大高潮時海岸線」に、「観音寺市高室町九十九崎より同市伊吹町円上島頂見通線上最大高潮時海岸線」を「同市高室町九十九崎より同市円上島頂見通線上最大高潮時海岸線」に、「観音寺市観音寺町観音寺港北防波堤灯台より同市伊吹町赤崎見通線上最大高潮時海岸線」を「同市観音寺町観音寺港北防波堤灯台より同市伊吹町赤崎見通線上最大高潮時海岸線」に、「三豊郡豊浜町豊浜港防波堤突端より観音寺市伊吹町赤崎見通線上最大高潮時海岸線」を「同市豊浜町豊浜港防波堤突端より同市伊吹町赤崎見通線上最大高潮時海岸線」に、「三豊郡豊浜町箕浦防波堤突端より同郡詫間町三崎見通線上最大高潮時海岸線」を「同市豊浜町箕浦防波堤突端より三豊郡詫間町三崎見通線上最大高潮時海岸線」に、「観音寺市伊吹町赤崎見通線上最大高潮時海岸線」を「観音寺市伊吹島赤崎見通線上最大高潮時海岸線」に、「愛媛県境界余木崎」を「愛媛県境界余木崎」に改め、同表（観音寺市伊吹町、各島周辺海域）の項中「観音寺市伊吹町、各島周辺海域」を「観音寺市伊吹島、股島、小股島及び円上島周辺海域」に、「観音寺市伊吹町伊吹島、同町股島、同町小股島及び同町円上島各島周辺最大高潮時海岸線」を「観音寺市伊吹島、同町股島、同町小股島及び同市円上島各島周辺最大高潮時海岸線」に改める。

第二条 香川県漁業調整規則の一部を次のように改正する。

第三十四条の二の表（三豊郡詫間町大字栗島北部海域）の項中「三豊郡詫間町大字栗島北部海域」を「三豊郡詫間町栗島北部海域」に、「三豊郡詫間町大字栗島字東風浜船隠港防波堤基部」を「三豊郡詫間町栗島字東風浜船隠港防波堤基部」に、「同町大字栗島字宮ノ浦大石」を「同市詫間町栗島字宮ノ浦大石」に改める。

第三十九条の表（坂出市王越町乃生崎から三豊郡詫間町高谷鼻までの海域）の項中「

三豊郡詫間町高谷鼻」を「三豊市詫間町高谷鼻」に、「坂出市川津町金山頂見通線と坂出市大屋富町松浦塩田北西角」を「同市川津町金山頂見通線と同市大屋富町松浦塩田北西角」に、「丸亀市上真島頂」を「同市上真島頂」に、「仲多度郡多度津町白方亀笠島頂」を「仲多度郡多度津町亀笠島頂」に改め、同表（仲多度郡多度津町佐柳島西側海域）の項中「三豊郡詫間町三崎黄金岩見通線」を「三豊市詫間町三崎黄金岩見通線」に改め、同表（三豊郡詫間町高谷鼻から同郡詫間町三崎ハヤ崎までの海域）の項中「三豊郡詫間町高谷鼻から同郡詫間町三崎ハヤ崎」を「三豊市詫間町高谷鼻から同市詫間町三崎西北端（ハヤ崎）」に、「三豊郡詫間町高谷鼻東端と同町三玉石」を「三豊市詫間町高谷鼻東端と同市詫間町三玉石」に、「同町戸野崎」を「同市詫間町戸野崎」に、「同郡詫間町香田鼻」を「同市詫間町香田鼻」に、「同町伊佐古鼻」を「同市詫間町伊佐古鼻」に、「同町積浦観音鼻」を「同市詫間町観音鼻（積浦）」に、「同観音鼻と同町箱崎」を「同観音鼻（積浦）と同市詫間町箱崎」に、「同町室浜防波堤突端」を「同市詫間町室浜防波堤突端」に、「同町三崎西北端（ハヤ崎）より岡山県笠岡市六島大島鼻見通線上最大高潮時海岸線」を「三豊市詫間町三崎西北端（ハヤ崎）より岡山県笠岡市六島大島鼻見通線上最大高潮時海岸線」に、「三豊郡詫間町三崎西北端（ハヤ崎）」を「三豊市詫間町三崎西北端（ハヤ崎）」に改め、同表（三豊郡詫間町三崎から香川、愛媛県境までの海域）の項中「三豊郡詫間町三崎から」を「三豊市詫間町三崎から」に、「三豊郡詫間町三崎西端と同町古三崎」を「三豊市詫間町三崎西端と同市詫間町古三崎」に、「同町丸山島西南端」を「同市丸山島西南端」に、「同郡仁尾町大蔦島西端」を「同市大蔦島西端」に、「同町チチブ峠」を「同市仁尾町チチブ峠」に、「三豊郡詫間町三崎見通線上最大高潮時海岸線」を「三豊市詫間町三崎見通線上最大高潮時海岸線」に改め、同表（三豊郡詫間町志々島周辺海域）の項中「三豊郡詫間町志々島周辺海域」を「三豊市志々島周辺海域」に、「三豊郡詫間町積浦観音鼻」を「三豊市詫間町観音鼻（積浦）」に、「同郡詫間町志々島北端見通延長線」を「同市志々島北端見通延長線」に、「同郡詫間町志々島北端見通線」を「同市志々島北端見通線」に、「三豊郡詫間町高谷鼻見通線」を「三豊市詫間町高谷鼻見通線」に、「三豊郡詫間町志々島南端見通延長線」を「三豊市志々島南端見通延長線」に、「三豊郡詫間町志々島南端見通線」を「三豊市志々島南端見通線」に改め、同表（三豊郡詫間町栗島周辺海域）の項中「三豊郡詫間町栗島周辺海域」を「三豊市栗島周辺海域」に、「三豊郡詫間町栗島毛戸鼻」を「三豊市

栗島毛戸鼻」に、「同郡詫間町積浦観音鼻見通線と同郡詫間町栗島竹浦南端より同竹浦西端見通延長線」を「同市詫間町観音鼻（積浦）見通線と同市栗島竹浦南端より同市栗島竹浦西端見通延長線」に、「同竹浦西端より同竹浦南端見通延長線と同郡詫間町積浦観音鼻より同郡詫間町志々島北端見通線」を「同市栗島竹浦西端より同市栗島竹浦南端見通延長線と同市詫間町観音鼻（積浦）より同市志々島北端見通線」に、「三豊郡詫間町積浦観音鼻より同郡詫間町志々島北端見通線」を「同市詫間町観音鼻（積浦）より同市志々島北端見通線」に、「三豊郡詫間町高谷鼻見通線」を「三豊市詫間町高谷鼻見通線」に、「同郡詫間町栗島最北端より同栗島地先矢倉石見通延長線」を「同市栗島最北端より同市栗島地先矢倉石見通延長線」に、「同栗島最北端」を「同市栗島最北端」に改める。

第三条 香川県漁業調整規則の一部を次のように改正する。

第三十九条の表（香川、徳島県境から木田郡庵治町御殿鼻までの海域）の項中「木田郡庵治町御殿鼻」を「高松市庵治町御殿鼻」に、「木田郡庵治町竹居鼻見通線」を「高松市庵治町竹居鼻見通線」に、「同町平谷鼻より同町カナワ岩灯台見通線」を「同市庵治町平谷鼻より同市カナワ岩灯台見通線」に、「同町高島北端より同町竹居鼻見通線」を「同市高島北端より同市庵治町竹居鼻見通線」に、「同竹居鼻」を「同市庵治町竹居鼻」に、「同町江ノ浜の鼻」を「同市庵治町江ノ浜の鼻」に、「同町御殿鼻」を「同市庵治町御殿鼻」に改め、同表（屋島湾及び木田郡庵治町北部諸島周辺海域）の項中「木田郡庵治町北部諸島周辺海域」を「高松市庵治町北部諸島周辺海域」に、「木田郡庵治町御殿鼻と同町大島東南端」を「高松市庵治町御殿鼻と同市大島東南端」に、「同町小カプト島東南端」を「同市小カプト島東南端」に、「同町大カプト島東南端」を「同市大カプト島東南端」に、「同大カプト島北端と同町大島アナクチ鼻」を「同市大カプト島北端と同市大島アナクチ鼻」に、「同大島アナクチ鼻と同大島地先ユルブタ島頂」を「同市大島アナクチ鼻と同市大島地先ユルブタ島頂」に、「同大島アナクチ鼻と高松市屋島西町長崎鼻」を「同市大島アナクチ鼻と同市屋島西町長崎鼻」に改め、同表（小豆郡周辺海域）の項中「木田郡庵治町大島北端部高頂」を「高松市大島北端部高頂」に改め、同表（高松市屋島西町長崎鼻から坂出市王越町大崎の鼻までの海域）の項中「木田郡庵治町大島アナクチ鼻より高松市屋島西町長崎鼻見通延長線」を「同市大島アナクチ鼻より同市屋島西町長崎鼻見通延長線」

に改め、同表（高松市女木島東側海域）の項中「木田郡庵治町大島アナクチ鼻見通線」を「同市大島アナクチ鼻見通線」に、「高松市石清尾山頂見通線」を「高松市西宝町石清尾山頂見通線」に、「高松市女木島帆槌鼻見通線」を「同市女木島帆槌鼻見通線」に、「同女木島帆槌鼻」を「同市女木島帆槌鼻」に改め、同表（高松市男木島周辺海域）の項中「同灯台より木田郡庵治町大カブト島鏡崎見通線」を「同男木島灯台より同市大カブト島鏡崎見通線」に、「高松市男木島南端より坂出市王越町小槌島頂見通延長線」を「同市男木島南端より坂出市小槌島頂見通延長線」に、「坂出市王越町小槌島頂見通線」を「坂出市小槌島頂見通線」に、「高松市男木島灯台見通線」を「同市男木島灯台見通線」に、「同灯台を」を「同市男木島灯台を」に改める。

第四条 香川県漁業調整規則の一部を次のように改正する。

第三十九条の表（小豆郡周辺海域）の項中「小豆郡池田町地蔵崎（三都）見通延長線」を「小豆郡小豆島町地蔵崎（三都）見通延長線」に改める。

第五条 香川県漁業調整規則の一部を次のように改正する。

第三十九条の表（小豆郡周辺海域）の項中「兵庫県飾磨郡家島町松島頂見通線」を「兵庫県姫路市松島頂見通線」に改める。

附 則

この規則中、第一条の規定は公布の日から、第二条の規定は平成十八年一月一日から、第三条の規定は同月十日から、第四条の規定は同年三月二十一日から、第五条の規定は同月二十七日から施行する。

平成十七年十二月二十日印刷発行

印刷発行所
香
川
県
庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%
白色度72%再生紙を使用しています